

岩手県卓越技能者表彰実施要綱を次のように定める。

昭和51年4月2日

岩手県知事

岩手県卓越技能者表彰実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、岩手県表彰規定（昭和26年岩手県告示第115号）第6条の規定に基づき、卓越した技能者の表彰の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象)

第2 表彰は、次の各号のすべてに該当する者について行う。

- (1) 極めて優れた技能を有する者
- (2) 現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者
- (3) 技能を通じて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者
- (4) 他の技能者の模範と認められる者

## 岩手県卓越技能者表彰細目

昭和51年4月2日制定  
昭和54年11月8日一部改定  
昭和55年10月30日一部改定  
平成4年4月24日一部改定  
平成8年5月17日一部改定  
平成11年5月26日一部改定  
平成20年10月15日一部改定  
平成25年 6月10日一部改定  
平成30年 11月 5日一部改定

### (表彰の目的)

第1 県内の卓越した職業技能を有する者等を表彰することによって、広く社会一般に技能尊重の気風を醸成し、もって、技能労働者の地位及び技能水準の向上を図り、ひいては、県内産業経済の発展に寄与することを目的とする。

### (表彰の区分)

第2 表彰は、卓越技能者、青年卓越技能者、国際技能大会優秀者の3部門とする。

### (被表彰者の決定)

第3 被表彰者は、市町村長及び関係団体の長が推薦した者のうちから知事が決定する。

### (表彰の方法)

第4 表彰は、年1回、表彰状・副賞及び卓越技能章又は国際技能大会優秀章を授与して行い卓越技能者にあつては、原則として、1職種1名の10名以内とし、青年卓越技能者にあつては、30名以内とする。

2 表彰状は、様式1のア、イ及びウのとおりとする。

3 卓越技能章は、楯及び襟章とし、その形状及び制式は、様式2のア及びイのとおりとする。

4 国際技能大会優秀章は、楯とし、その形状及び仕様は、様式2のウのとおりとする。

### (卓越技能者の選考基準)

第5 被表彰者は、表彰実施要綱第2に規定する者で、原則として次の要件を充たす者であること。

(1) その者の有する技能の程度が卓越し、かつ、県内第一人者と目されている者であること。

(2) その者の有する技能に関する職業に就業して、表彰の行われる現在において、15年以上の実務経験を有し、かつ、年齢が45歳以上の者であること。

- (3) 技能を通じて、後進技能者の指導育成に貢献し、又は、技能に関する発明、発見、工夫及び考案等によって、生産の向上に多大な功績があり、技能労働者の地位の向上及び産業の発展に寄与した者であること。
- (4) 過去において、技能が秀でていることの事由で、叙勲、褒章又は労働大臣及び知事の表彰（青年卓越技能者表彰を除く）を受けたことのない者であること。

（青年卓越技能者の選考基準）

第6 被表彰者は、表彰実施要綱第2に規定する者で、原則として次の要件を充たす者であること。

- (1) 表彰に係る技能を要する職業に現に従事し、3年以上の実務経験を有する者であり、かつ、表彰の行われる現在において、年齢が25歳以上45歳未満であること。
- (2) 技能に関する工夫、改善等による生産の向上を通じて産業の発展に寄与した者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 技能グランプリ、技能五輪（地方大会を含む）、アビリンピック、その他業界団体が実施する競技大会、又は、技能検定において、優秀な成績を収めた者であること。
  - イ 各種競技大会への参加の機会はないが、伝統工芸等の分野において、優れた技能を有し、当該分野における継承者として期待されている者であること。
- (4) 勤務成績及び日常生活において、他の青年技能者の模範と認められる者であること。

（国際技能大会優秀者の選考基準）

第7 被表彰者は、表彰実施要綱第2に規定する者で、原則として技能五輪国際大会又は国際アビリンピックにおいて、金、銀、銅メダルのいずれかを受賞した者若しくは敢闘賞又は特別賞を受賞した者であること。

（推薦手続き）

第8 市町村長及び関係団体の長が、被表彰候補者を推薦する場合には、次の関係書類（各1部）を知事に提出するものとする。

- (1) 卓越技能者等表彰推薦書（様式3）
- (2) 事績調書（様式4の1）
- (3) 卓越技能の概要（様式4の2（卓越技能者用）、様式4の3（青年卓越技能者用）、様式4の4（国際技能大会優秀者用））
- (4) 履歴書（様式5）

